

久喜宮代衛生組合議会
令和6年第2回臨時会議案

議 案 目 録

議案第 9 号	久喜宮代衛生組合監査委員の選任について	1
議案第 10 号	専決処分の承認を求めることについて	2
議案第 11 号	専決処分の承認を求めることについて	4

議案第9号

久喜宮代衛生組合監査委員の選任について

久喜宮代衛生組合監査委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 埼玉県久喜市*****

氏 名 園 部 茂 雄

生年月日 昭和**年**月**日

令和6年7月4日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

久喜宮代衛生組合議会選出の監査委員に欠員が生じ、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、久喜宮代衛生組合同規約第12条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第10号

専決処分の承認を求めることについて

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和6年7月4日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

専決処分書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 136,660円

2 相手方 久喜市*****

3 事故の概要

令和5年12月28日、久喜市久喜東四丁目地内の市道交差点において、職員が庁用車を交差点に進入させたところ、それを避けようとした相手方の自動車を破損させた。

令和6年5月10日

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 7 月 4 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

専決処分書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 294,400円

2 相手方 久喜市*****

3 事故の概要

令和5年10月13日、久喜市菖蒲町台地内の菖蒲清掃センター内において、職員が駐車場の区画線塗布作業中に、塗料が飛散し駐車中の相手方所有の自動車を汚損した。

令和6年5月14日

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一